

米軍基地維持財政支出膨張の構造

— The Structure of the Increase in the Expense for
the Purpose of Preserving U. S. Military Bases in Japan —

川瀬 光 義

目次

はじめに

- 1 地位協定24条にもとづく財政支出—地元への「補償」
- 2 地位協定24条を逸脱した財政支出—米軍への「補償」
- 3 米軍再配置のための財政支出
 - 1) 新たな地元補償のための財政支出
 - 2) 新たな思いやり予算

おわりに

はじめに

世界各国の駐留米軍の実情を比較検討したケント・E・カルダーは、日本の基地維持政策を「補償型政治」(Compensation Politics)と特徴づけ、その補償が2つの方面に展開されていると指摘している。まず、日本が在日米軍に提供している年間40億ドル以上の資金について、「基地政治の見地からしてさらに重要なのは、この資金の大部分が、基地にさまざまなサービスを提供する地元の団体に向けられていることである。建設業者、基地労働者の労働組合、電力会社、米軍に施設を貸与している地主などが、受益者となっている¹⁾」と指摘している。つまり、日本における米軍基地を維持するための財政支出は、基地に関連する個人、団体の「受益」の側面があるというのである。

他方、カルダーは「米軍への受入国直接支援が大きい国は、韓国やクウェートのように、近年の戦争において米軍がその国の周辺で戦い、なおかつその国がいまま直接的で差し迫った軍事的脅威にさらされている場合が多い。しかし、日本はどちらの条件にもあてはまらない」にもかかわらず、「アメリカの戦略目標に対し、日本ほど一貫して気前のいい支援を行ってきた国はない」と指摘している²⁾。この「気前のいい支援」の典型例が、いわゆる「思いやり予算」であることはいうまでもない。それは1978年度から62億円ではじまり、以後毎年膨張し続け、ピーク時の1999年度には2756億円にも達した。

以上の2側面を有する基地維持のための財政支出は、防衛関係費において「基地対策等の推進」(旧防衛施設庁所管予算)に分類され、全体のおおむね1割をしめている。しかしながら、基地維持財政支出はこれにとどまるものではない。とくに、1995年9月の沖縄における少女暴行事

件を契機として、基地の整理・縮小を求める世論がかつてなく高揚したことへの対策として設けられた沖縄に関する特別行動委員会 Special Action Committee on Okinawa（以下、SACOと略記）報告、及び2005年10月の日米合意に盛り込まれた米軍基地再編を実施するために、通常の防衛省予算とは別枠で特別な予算が設けられ、さらに、防衛省以外の省庁からも様々な名目で財政支出がおこなわれてきた。本稿の課題は、最近10数年間に加わった経費を含む基地維持財政支出の全体構造を解明し、その意味するところを明らかにすることにある。

そのために以下では、日本における基地維持財政支出の全体について、次の3層構造において把握することとしたい。第1は、日米地位協定24条に盛り込まれた日米間の財政負担の原則にもとづいて、日本が負担義務を負っている財政支出である。つまり、カルダーのいう第1の側面である。第2は、24条の原則を逸脱した財政支出で、一般に‘思いやり予算’といわれているものである。つまり、カルダーのいう第2の側面である。第3は、SACO合意などによって普天間飛行場撤去の条件として、沖縄県名護市辺野古への新基地建設計画が具体化されて以降の財政支出である。そしてこの新たな財政支出は、第1・第2と連続した性格を有しつつも、日本の基地維持財政支出に重大な質的变化をもたらすものであることを明らかにすることとしたい。

1 地位協定24条にもとづく財政支出—地元への「補償」

まず表1によって、2000年度以降の基地維持財政支出の推移をみておこう。本節で取り上げる地位協定にもとづく財政支出は、「基地周辺対策経費」と「施設の借料・補償経費等」から成る。これらを2000年度と10年度について比べると、基地周辺対策経費は1462億円から1179億円と20%近く減少している。他方、施設の借料・補償経費等は、1320億円から1305億円とほぼ横ばいである。次節で取り上げる「在日米軍駐留経費負担」は、2756億円から1881億円と30%の減少となっている。以上は、毎年の防衛省予算に計上されている「基地対策等の推進費」であり、10年間で5538億円から4364億円と25%の減少となっている。この間の防衛関係費の総額は、4兆9218億円から4兆6825億円と5%ほどの減少にとどまっていることからして、基地維持財政支出は大きな減少を示しているように見える。ところが、その減少を補うかのように、新たな財政支出が加わることにより、防衛省所管分だけでも概ね5000億円台を維持し、他省庁所管分も加えると、この11年間のうち5年間は6000億円以上の予算が確保されているのである。では、それぞれの経費が意味することを検討することとしよう。

在日米軍を維持するための経費に関する基本原則は、日米地位協定第24条に次のように規定されている。

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む）をこの協定の期間中合衆国に負

表1 基地維持財政支出の推移

(単位:百万円)

	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
(1)基地周辺対策経費	146,200	148,000	144,200	141,300	139,400	131,900	128,200	117,433	114,071	115,520	117,875
周辺環境整備	85,600	89,700	90,700	91,500	92,600	88,900	88,200	83,300	82,910	79,592	80,845
住宅防音	60,600	58,300	53,500	49,800	46,800	43,000	40,000	34,133	31,161	35,928	37,030
(2)在日米軍駐留経費負担	275,600	257,200	250,000	246,000	244,100	237,800	232,500	217,305	208,324	192,753	188,052
労務費	121,200	120,100	119,200	115,400	113,400	113,800	113,500	115,012	115,760	116,015	114,005
光熱水料等	29,800	26,400	26,300	25,900	25,800	24,900	24,800	25,341	25,333	24,947	24,944
訓練移転費	400	400	400	400	400	400	400	501	531	572	546
提供施設の整備	96,100	81,900	75,300	75,000	74,900	68,900	63,800	45,655	36,205	21,884	20,621
基地従業員対策等	28,100	28,400	28,800	29,300	29,600	29,800	30,000	30,796	30,495	29,335	27,936
(3)施設の借料, 補償経費等	132,000	128,800	126,100	129,100	127,200	128,800	128,300	128,084	128,728	131,610	130,524
(4)SACO 関係経費	14,000	16,500	16,500	26,500	26,600	26,300	23,298	12,560	17,986	11,172	16,855
(5)米軍再編経費								7,240	19,107	83,866	131,953
防衛省所管計	567,800	550,500	536,800	542,900	537,300	524,800	512,298	482,622	488,216	534,921	585,259
基地交付金	29,150	30,150	30,150	30,150	31,150	31,540	31,540	32,540	32,540	32,540	33,540
基地補正	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業	8,616	8,019	11,834	8,289	8,050	7,783	7,539	6,186	1,564	33	0
北部振興事業	5,293	6,642	6,901	7,192	6,867	7,428	9,841	9,474	9,707	9,523	3,520
総計	625,859	610,311	600,685	603,531	598,367	586,551	576,218	545,822	547,027	592,017	637,319

(出所) 防衛省所管分は防衛省HP、基地交付金は「補助金総覧」各年、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業は内閣府沖縄担当部局HP、北部振興事業は沖縄県HP、より作成。

担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

これは、日本の施設及び区域などを提供するに際してアメリカに無償で提供する、それによって不利益を被る権利者への補償は日本政府がおこなう、他方、提供された基地の運営に関連する経費はすべてアメリカの負担となることを規定している。そして実際、この協定が結ばれた1960年以降、思いやり予算が登場する1978年度まで、この原則にしたがって処理されてきたのである。この原則が意味することについて、前田哲男は次のように述べている。

すなわち、地位協定第3条によってアメリカは、提供された「施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のための必要なすべての措置を執ることができる」という排他的管理権の行使を認められていること、さらに排他的管理権の内容を詳細に定めた岸信介首相とハーター国務長官の「合意された議事録」（1960年）の内容をみると、「形式的に言えば、米軍基地といえども日本の主権下にあることは確かだが、実態上からは“軍事租借地”ないし“アメリカ租界”と呼んだほうがより正確」と言うべきで、こうした特権は当然のことながら「米側の経費負担を前提として合意された」というのである³⁾。では、この原則にしたがって日本側が義務として負担している財政支出をみることにしよう。

まず、地位協定第24条2項の「所有者及び提供者に補償」する経費は、先の表1の「施設の借料、補償経費等」が該当する。このうち補償経費とは、漁船操業制限法による漁業損失補償などである。しかし何といても、この経費の多くをしめているのは、「施設の借料」つまり、非国有地の地権者に支払われる賃貸料である。これは一般に「軍用地料」と呼ばれており、沖縄の地域経済と自治体財政にはとくに大きな影響を及ぼす財政支出といってよい。というのは、在沖米軍基地を所有形態でみると非国有地が大きな比重をしめているからである。すなわち、2009年3月末現在において沖縄以外の在日米軍基地のほとんどが国有地（87.3%）であるのに対し、沖縄県の場合は、国有地34.5%、県有地3.5%、市町村有地29.2%、民有地32.8%となっているのである。なかでも民有地が多いのは、本島中部の平野部を占有する嘉手納飛行場、普天間飛行場などで、9割以上が民有地で占められている⁴⁾。また海兵隊の演習場などが多い本島北部地域は、市町村有地の比重が高いが、これは字有地が市町村有地となっていることによる。こうした違いは、沖縄以外の米軍基地は、旧日本軍の基地を活用している事例が多いのに対し、国内で唯一地上戦がおこなわれた沖縄においては、従前の使用状況がどうであったかに関係なく、米軍が勝手気ままに基地を確保したことによる。

「周辺環境整備」「住宅防音」というのは、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下、環境整備法と略記）にもとづく財政支出である。「住宅防音」に該当するのが、環境整備法第3条「障害防止工事の助成」、第4条「住宅防音工事の助成」、第5条「移転の補償」などにもとづく財政支出であり、これらは、基地との因果関係が明確な被害、ないしは被害防止のための財政支出である。そして「周辺環境整備」に該当するのが、基地所在自治体の公共施設整備に充当される特別な補助金である第8条「民生安定施設の助成」、及び第9条「特定防衛施設周辺整備調整交付金」である。こうした特別な補助金と基地設置による不利益との因果関係は必ずしも明確でないが、「具体的にその原因に直ちにはつながらないにしても、その周辺の苦しみを

若干でもやわらげたいという意味⁵⁾（傍点は筆者）などという趣旨で設けられている。ただし、配分の手法は異なる。8条は、対象事業が法律に明記されており、その補助率を上乘せするという方式を採用している。9条は、対象分野だけを明記した交付金であるので、10割補助も可能な仕組みとなっている。また、交付対象となる自治体は「特定防衛施設」の指定を受けた基地およびその周辺自治体に限られる。

ともあれ、本来、公共施設の整備は、基地の有無にかかわらず、どの自治体にも平等な条件で保証されなければならないはずである。しかし基地がある自治体は、防衛省が裁量を有するこの2つの補助金によって、格段に有利な条件で公共施設を整備することが可能となっているのである⁶⁾。

さらに総務省が所管する「基地交付金」と総称する、国有提供施設等所在市町村助成交付金（助成交付金）と施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）がある。前者は、固定資産税が非課税となる国等が所有する固定資産のうち、米軍に提供している固定資産と自衛隊が使用する固定資産の一部を対象とし、米軍や自衛隊の施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために設けられたものである。後者は、米軍が所有する固定資産や米軍人の所得等に対する課税免除を定めた日米地位協定第13条⁷⁾を受けた「地位協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」「地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」によって、米軍及びその関係者は、所得税、住民税、固定資産税などを免除されていることによる財政的損失を補填するために設けられたものである。

先の表1によって、以上の財政支出の推移をみると、住宅防音は2000年度606億円であったのが、10年度は370億円と半分近くに減少しているが、他はいずれもさほど変わらないか、もしくは微増傾向を示していることがわかる。

まず基地交付金をみると、2001年度、04年度、07年度、10年度と3年ごとに約10億円ずつ増加している。これは、この交付金が固定資産税の代替的性格を基本としていることによるもので、固定資産税の課税対象である土地と家屋の課税標準評価替え年度の翌年に総額が見直され、そのたびに10億円ずつ増加しているのである。

この表では明確に表れていないが、米軍基地維持を最優先の課題としている日本政府の意図が最も端的に表れているのが軍用地料である。沖縄復帰に際し日本政府は、契約を拒否するいわゆる‘反戦地主’への懐柔策として、軍用地料を従前の4倍にも引き上げた。以後も、毎年着実に引き上げられ、1994年度には初めて農林水産純生産額を上回った。2007年度の軍用地料総額は復帰時の123億円の6倍以上、777億円（自衛隊基地113億円を加えると890億円）で、同年の沖縄における観光収入4289億円の4分の1、農林水産純生産額519億円の1.4倍近くにもなっている⁸⁾。沖縄県内の米軍基地面積は、復帰以降今日まで、まことに不十分ではあるが、20%近く減少してきた。また、バブル経済崩壊以降、日本全体の地価は減少傾向が続いている。にもかかわらず軍用地料は一貫して上昇を続けているのである。このように、経済的合理性ではどうも説明できないこの軍用地料水準は、明らかに政治的性格を有し、端的にいうと‘賄賂’⁹⁾というべきであろう。

表2は、2008年度において基地関係収入が10億円を超えるか、歳入に占める比重が10%をこえている自治体を示したものである。山林地域にある海兵隊の演習場が多くをしめている名護市、金武町など沖縄本島北部地域自治体は、軍用地料の比重が高いのに対し、平野部の嘉手納飛行

表2 主な自治体の基地関係収入（2008年度）

（単位：千円）

	環境整備法	基地交付金	財産運用収入	その他	合計	歳入総額比
那覇市	2,473,229	307,749	98,456	41,619	2,921,053	2.3%
うるま市	1,354,251	515,495	289,330	130,930	2,290,006	4.8%
宜野湾市	123,471	528,878	110,997	258,475	1,021,821	3.7%
浦添市	115,499	571,057	0	176,377	862,933	2.6%
名護市	325,867	274,286	1,895,902	1,190,934	3,686,989	12.0%
沖縄市	649,797	1,338,431	1,009,115	549,152	3,546,495	8.2%
恩納村	155,097	53,728	1,583,008	106,971	1,898,804	26.8%
宜野座村	116,182	105,727	1,776,290	277,770	2,275,969	29.1%
金武町	73,080	492,331	1,796,536	219,982	2,581,929	25.4%
伊江村	436,010	70,549	0	8,244	514,803	11.0%
読谷村	223,412	265,339	549,018	38,925	1,076,694	9.1%
嘉手納町	434,313	953,093	410,345	27,186	1,824,937	24.8%
北谷町	346,434	907,722	217,490	31,080	1,502,726	14.4%
合計	7,679,329	6,807,326	9,847,659	3,287,601	27,621,915	4.7%

（注） 基地関係収入が約10億円を超えるか、歳入総額比が10%をこえる自治体を示した。

合計には、この表に示していない基地関係収入がある17市町村分も含む。

（出所） 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』2010年3月、より作成。

場・普天間飛行場などを有する宜野湾市、沖縄市など中部地域の自治体では基地交付金の比重が高くなっている。なお、基地交付金、軍用地料ともに、一般財源であり、かつ地方交付税算定の際の基準財政収入額の対象外となっている¹⁰⁾。したがって、これら基地関係収入がどんなに多くをしめても財政力指数は上昇しないので、表2に例示した自治体はすべて地方交付税の交付団体でもある。例えば、最も基地関係収入の比重が高い宜野座村の08年度財政力指数は0.35、歳入総額にしめる普通交付税の比重は12.5%である。他方、米軍基地と並ぶ迷惑施設である原子力発電所を受け入れた自治体の場合、一般財源の収入増は主に固定資産税の償却資産分によるため、財政力指数が1を超え、不交付団体となるのが普通である。この原発所在自治体と比べると、基地交付金と軍用地料の「有利さ」は絶大であるといってよい。それでも基地交付金は本来あるべき税収と比べるとさほど有利とはいえないが、すでに述べたように毎年増加する軍用地料は、それが多くをしめる自治体にはきわめて重要な財源となるのである。

また、高額の軍用地料は地域社会に大きな影響を及ぼしている。沖縄防衛局の資料によると、2006年度における軍用地料の支払額別所有者数は40,179人で、うち21,608人が100万円未満であるが、同年度の1人当たり県民所得200万円余を上回る所有者が、9千人も存在する¹¹⁾。普天間飛行場の場合、地権者の地代収入はどれくらいになるであろうか。同飛行場の面積は480万6千¹¹⁾m²で、うち国有地が35万9千m²、市有地6万9千m²、民有地437万8千m²である。宜野湾市の08年度軍用地料収入は1億8千万円ほどであるから、軍用地料の大半が民間の地権者の地代所得となっているといえる。09年3月末現在の地権者数は3137人で、一人当たりの平均地代収入は208万円に達するのである。同様の方法で嘉手納飛行場の民間地権者9467人の1人当たり平均地代収入

を算定すると、266万円にもなる。こうした高額の軍用地料は、沖縄全体の地価を引き上げるとともに、軍用地主の軍用地料への依存度を高めることとなる。

さらに最近では、確実かつ利回りの高い不動産として投機の対象となり、県外の購入者も増加している。実際、2010年9月沖縄県議会における沖縄県知事公室長の説明によると、2008年度における県内米軍基地の軍用地のうち、県外在住者が所有する割合は、面積で6.7%（515ha）、賃貸借料で4.4%（34億7900万円）にも達しているという¹²⁾。軍用地の売買額は、年間借地料に「倍率」といわれる係数をかけて決まり、返還見通しが低いところほど、その倍率は高くなる。例えば、『琉球新報』2010年4月2日付に掲載された広告をみると、当分返還の予定がない那覇陸上自衛隊は33.5倍であるが、返還計画がある普天間飛行場は25倍となっている。これらを購入した場合の、購入価格に対する地代の割合は、前者は3%、後者は4%となる。異常な低金利が続く今日、国の保障で着実に値上がりする軍用地は、格好の「金融商品」となっているのである。

2 地位協定24条を逸脱した財政支出—米軍への「補償」

‘思いやり予算’は、1978年度から、金丸信防衛庁長官（当時）の提唱により始まったとされている。しかし、沖縄返還交渉に係る密約をスクープした、元毎日新聞記者の西山太吉は、1972年の沖縄返還協定発効にともなって実施されていたと指摘している。¹³⁾

沖縄返還協定では、その第7条において、日本政府がアメリカ政府に3億2千万ドルを支払うことを明記している。これはいわばつかみ金で、積算の根拠に疑問が持たれているのであるが、つじつまを合わせるためにその内訳は、1969年の佐藤・ニクソン共同声明第8項の‘核抜き’に必要な費用として5000万ドル（後に米軍用地復元補償400万ドル、VOA 海外移転費1600万ドルが積み増されて計7000万ドルに）、基地従業員の給与引き上げ分に7500万ドル、そして米民生用資産買い取りに1億7500万ドルとされている。基地に関連してはさらに密約で、基地の改良、移転費などに回すことにした6500万ドルが確保されたというのである¹⁴⁾。このように沖縄復帰に際して、前節で述べた地位協定の原則からしてアメリカ側の負担であるべき、基地の移転に関する費用、従業員の待遇に関する費用が日本側の負担となった。しかも池上惇が指摘するように「もっとも大切な立入捜査、監督などの行政権を放棄したままで資金だけ負担」「米軍基地の再編成の内容について知ることもできないという条件のもとでのもっとも屈辱的な‘肩代わり’の形式¹⁵⁾」で、膨大な財政支出が行われたのである。以下に述べるように、その後アメリカの求めるままに対象を拡大して膨張していった思いやり予算の実情をみるにつけ、沖縄返還協定が思いやり予算の始まりという西山の指摘は正鵠を得ているといえる。

さて、‘思いやり予算’というのは、いわば俗称であり、正式な名称ではない。実際、日本政府は、対米交渉においては「思いやり予算」ではなく、Host Nation Support と言っている。また、一般には‘思いやり予算’というと、先に指摘した防衛省予算の「在日米軍駐留経費負担」を意味し、それは図1のように「提供施設整備費」「労務費」「高熱水料等」「訓練移転費」から成る。本稿でもそれを踏襲するが、政府の定義は違っている。以下、歴史的過程を跡づけながらその点についても確認しておくこととしよう。

図1 在日米軍駐留経費の内訳

提供施設整備費	←	○ 1979年度から、施設・区域内に家族住宅、……「地位協定の範囲内」と解釈 隊舎、環境関連施設等を日本側の負担で建設 し、米軍に提供
労務費	←	○ 1978年度から福利費等を、1979年度から国……「地位協定の範囲内」と解釈 家公務員の給与条件を超える給与を日本側が 負担 ○ 1987年度から年末手当、退職手当等8手当 ……特別協定（1987） を日本側が負担 ○ 1991年度から基本給等を日本側が負担 ……特別協定（1991） （段階的に負担の増大を図り、1995年度には、 全額を負担。）
光熱水料等	←	○ 1991年度から、電気、ガス、水道、下水道 ……特別協定（1991） 及び燃料（暖房、調理、給湯用）を日本側が 負担 （段階的に負担の増大を図り、1995年度には、 全額を負担。）
訓練移転費	←	○ 1996年度から訓練移転に伴い追加的に必要 ……特別協定（1995） となる経費を日本側が負担

（出所）前田哲男『在日米軍基地の収支決算』筑摩書房、2000年、221頁。

当初の思いやり予算は、先の表1のうち「基地従業員対策等」（図1の「労務費」の一部）と「提供施設の整備」だけであった。これらは、日本政府の見解では、地位協定24条の原則の逸脱ではない。まず、「基地従業員対策等」については、78年度から法定福利費、任意福利費等が、翌79年度からは国家公務員の水準を超える部分についての経費を日本が負担することになった。これについては、地位協定第24条1項にいう「合衆国軍隊を維持することに伴う経費というのは、米軍が労働力を使用するのに直接必要な経費」という解釈をすることにより、これらの経費負担は地位協定の範囲内であるとされてきたのである。他方、しかし「これ以上24条1項の解釈ではわが国は労務については負担できない」とも説明されていた¹⁶⁾。

また、79年度には「提供施設の整備」も加わることとなった。これも、日本政府としては、地位協定第24条2項の「施設及び区域並びに路線権を合衆国に負担をかけないで提供」による負担との立場である。しかし、それまではこのような負担をしていなかったことはすでに述べたとおりである。転換点が沖縄返還密約にあったことは、今日では広く知られている。西山太吉は、密約で基地の改良、移転費を獲得したことが「アメリカにとって最大の収穫」であり、このときに確保された6500万ドルが使い果たされたために、思いやり予算が顕在化したと指摘している¹⁷⁾。

このようにして始まった思いやり予算の次の大きな転換は、1987年の特別協定である。この時から、従業員給与のうち8項目の手当について50%を限度に日本側が負担することとなった。しかしこれらは、これまでの解釈からして「アメリカ側において負担する義務があるというのが現行の地位協定第24条1項の趣旨である」「これを我が方が負担するとなれば、現行の地位協定第24条1項の原則とは違うことをやる」ことになるために、5年間の特別協定という方式を採用することになったのである¹⁸⁾。そのため政府は、「暫定的」「特例的」「限定的」と言う表現を繰り返

して、これが恒久措置でないことを強調した。この特別協定により、労務費の日本側負担は前年の190億円から、360億円へと倍増し、思いやり予算全体も1000億円を突破した。さらに翌年には、8項目の手当の負担も100%に引き上げられたのである。

1991年度からの特別協定では、従業員の基本給と光熱水料にまで対象が拡大された。光熱水料は、段階的に負担を増やし、この協定が終了する95年度に100%負担とすることとなった。これにより米軍人等の給与を除く負担割合は日本7、アメリカ3となり、この枠組みは現在までおおむね継続することとなった。

1996年度からの特別協定では、これまでの枠組みを維持しながら、訓練のための移転に伴う経費を新たに負担することとなった。これは厚木基地などで行われていたNLP（空母艦載機の夜間着陸訓練の硫黄島への移転）、沖縄の県道104号線越えの実弾演習の移転などが対象になる。

2000年度からの特別協定では、これまでの枠組みは変わらないが、膨張する予算への批判を意識してか、光熱水料について、施設・区域外の住宅分については対象外とし、また上限額についても、区域外の住宅分を差し引いた上で、10%、33億円ほど引き下げることにした。以後、2006年、08年においても、上限額を据え置くなどするだけで、96年度の特別協定以来の枠組みを維持したまま今日に至っているのである。

このように、地位協定の改正という手続きを経ずに、「暫定」「特例」「限定」を繰り返し、なし崩し的に予算を拡大していく手法は明らかに財政民主主義に反するといつてよい。さらに手続きのみならず、その用途内容についても必要性が極めて疑わしい事例が多々みられる。紙数の制限上、ここでは次の2点の指摘にとどめておきたい。

第1に、「提供施設の整備」によって、軍事施設のみならず娯楽施設や教会なども建設されていることである。国会審議等での批判を受けて政府は「レクリエーションですとか娯楽施設等の福利厚生施設につきましては、必要性を特に精査して、新規採択は控えるというふうなことをしました。そこで2001年度に当たりましたが、新規の娯楽施設につきましては採択しない¹⁹⁾」ことにせざるを得なくなっている。これは見方を変えると、それまでは米軍の求めるままに娯楽施設まで建設していたことを意味する。

第2に、上記の点と関連して、基地従業員についても、こうした娯楽施設等に勤務する職種が多数存在することである。これらはアメリカ政府の歳出外資金による諸機関で「15条諸機関」といわれる。2006年3月10日の衆議院外務委員会における政府の報告によると、日本側が負担する従業員の上限人数約2万5千人のうち約6千人がこの15条諸機関の従業員となっている。

このような職種の労務費まで日本が負担するという理不尽がまかりとおるのは、基地従業員の雇用形態が間接雇用となっていることに関係している。間接雇用とは、地位協定第12条の4で「現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される」と規定されていることにより、日本政府が法律上の雇用主として労働者を雇用し、米軍に提供する方式を意味する。ところがこの方式においては、日米両国が協議して決めるのは、日本が負担する労働者数の上限だけなのである。職種について「これは必要だ、これは必要でないという判断はアメリカ側がする²⁰⁾」のであって、日本側には発言権がないのである。

このように、多大な経費を負担しておきながら、その内容について国会等で批判をうけるまで放置してきたこと、従業員の職種については発言する機会さえないことなど、まさに本節の冒頭

で沖縄返還協定に関連する財政負担をめぐって池上惇が指摘した「立入操作、監督などの行政権を放棄したままで資金だけ負担」するものであり、オーストラリア国立大学のガバン・マコーマック教授をして「²¹⁾属国」と言わしめるほどの日本政府の対米従属性を示すものといえよう。²²⁾

最後に、先の表1によって最近の思いやり予算の推移をみると、労務費と光熱水料は微減傾向にある一方、提供施設の整備は2000年度の961億円から10年度は206億円と大幅に減少していることがわかる。しかし、実は提供施設の整備の減少を補うかのように、次節で述べる他の名目での予算が加わっているのである。

3 米軍再配置のための財政支出

冒頭に述べた1995年の少女暴行事件以降、日本政府の基地維持政策は、新たに次の2つの課題の解決を迫られることになった。第1は、日本への復帰以降4半世紀を経ても変わらない基地の加重負担に対する沖縄の人々の怒りをなだめることである。第2は、SACO合意などによっていくつかの基地返還が決まったものの、その多くは沖縄県内への代替施設建設を条件としており、そこで新基地建設について地元の同意を獲得しなければならなくなった。その象徴的事例が、普天間飛行場撤去の前提条件として名護市辺野古に新基地を建設する問題であった。以上の課題を解決するために次のような新たな基地維持財政出が展開されることになった。

1) 新たな地元補償のための財政支出

まず第1の課題に対応するために、次の2つの施策が講じられた。一つは、97年度予算から普通交付税を算定する際に「基地補正」というのを設けたことである。予算額は150億円で、そのうち25億円が沖縄県に、50億円が沖縄県内の基地所在市町村に配分された。もう一つが、「沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費」である。これは内閣官房長官の私的諮問機関である「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会（座長、島田晴雄慶應大学教授）の提言にもとづき、基地所在市町村から提案され、実施された事業に必要な経費への特別な補助である。提言によると、その趣旨は「基地の存在による閉塞感を緩和するため」の事業であるという。「除去」ではなく「緩和」という表現は、先に紹介した環境整備法にもとづく特別な補助金の根拠に関する政府の説明「苦しみを若干でもやわらげたい」を想起させる。ともあれこれは、1997年度から2008年度まで、38事業、47事業が実施され、総予算額は829億円にのぼった。²³⁾

すべての基地所在自治体を対象としたこうした施策に加えて、第2の課題へ対応するための施策が次々と講じられた。

まず、SACOで合意された施策を実施するために設けられた経費で、1996年度補正予算から計上されている。これは当初、県道104号線越え演習の沖縄県外への移転にともなう周辺対策への支出が大きかったため、沖縄県外自治体への交付額の比重が大きかった。しかし、2001年度予算では新たに普天間移転調査費を盛り込むなどして、総額165億円のうち沖縄関係が約100億円をしめ、初めて沖縄関係が沖縄以外を上回ることとなった。とくに、SACO関連施設の移転先または訓練の移転先となることを受け入れた自治体には、環境整備法第8条「民生安定施設の助

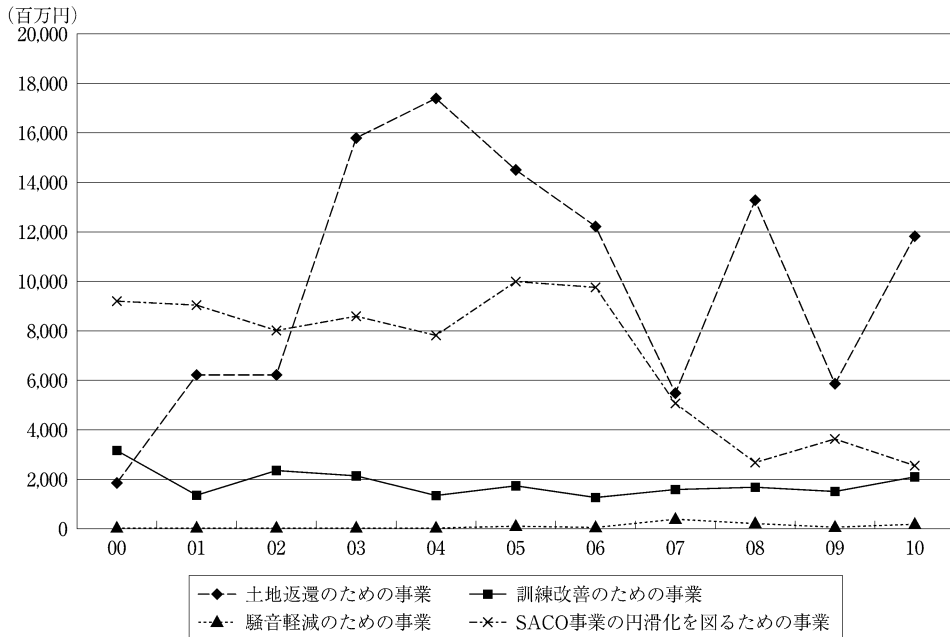
成」特別分（SACO補助金）、第9条「特定防衛施設周辺整備調整交付金」特別分（SACO交付金）が交付された。

次に、沖縄県知事や名護市長による基地新設「同意」を踏まえて講じられた「振興策」にかかわる事業費である。この予算措置が講じられることとなるまでの経過を振り返ると、1999年11月22日に稲嶺沖縄県知事（当時）が基地新設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とすることを表明し、それを受けて99年12月17日には第14回沖縄政策協議会が開かれた。99年12月27日の岸本名護市長（当時）による受け入れ表明後の翌日には「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。その政府方針は、第14回沖縄政策協議会での了解を踏まえた「普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興に関する方針」²⁴⁾「沖縄県北部地域の振興に関する方針」「駐留軍用地跡地利用に係る方針」から成る。そして北部振興事業として2000年度から10年間に1000億円の財源措置が講じられることとなった。実際の事業実績は、423件、総事業費は909億円、うち国庫負担が789億円となっている。²⁵⁾

そしてさらに2007年に制定された「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（以下、「米軍再編特措法」と略記）に米軍再編交付金が盛り込まれた。この交付金は、基地建設の進捗状況、すなわち①政府案の受け入れ、②環境影響評価の着手、③施設の着工、④再編の実施、の4段階に応じて漸増的に支給されることになっている。これは、上記のような多額の財政支出にもかかわらず、新基地建設がまったくすすまなかった「教訓」を踏まえ、基地建設事業が具体的にすすまない²⁶⁾と交付金が支給されないこととなっている。この交付金のいっそう重大な問題は「当該市町村において再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するために必要であると認めるとき」（米軍再編特措法5条、傍点は筆者）にしか、支給の対象とならないことである。つまり、たとえ米軍再編によって負担が増える自治体であっても、防衛省が「再編の円滑かつ確実な実施に資する」と認めないと、支給対象にならないのである。かつて岩国市において、約束された庁舎建設の補助金が停止されたことがある。²⁶⁾そして現在も名護市において、交付を内示した09年度分の約6億円を支給していないほか、10年度分に関しては交付の内示も出していない。このため、同市は一部事業について予算を組み替えて一般財源ですすめざるを得なくなっている。²⁷⁾いずれの場合においても、市長が反対の姿勢を明確にしていることが背景にある。首長の政治的姿勢によって公的資金の支払いを差別することができるのは、この条項によると思われるのである。²⁸⁾

留意すべきは、これら第2の課題に対応する財政支出は、SACO報告や米軍再編によって新たな負担が増えることとなる自治体に集中的に投じられてきたという点である。例えば、普天間飛行場撤去の条件としての新基地建設の候補地がある名護市の環境整備法9条交付金の推移をみると、97年から2000年度まではおおむね1億1千万円ほどで推移していた。ところがSACO特別分が計上された01年度は8億円、翌02年度は14億6千万円と大幅に増加しているのである。そしてSACO特別分がなくなった08年度は7429万円に減少したものの、それを補うかのように再編交付金事業予算11億9千万円が計上されているのである。1997年度、つまり辺野古への新基地建設計画が具体化されて以後09年度まで、名護市にはこのほかに、先に述べた島田懇談会事業、北部振興事業など様々な名目で計576億5125万円もの国費が投じられ、158もの事業がおこなわれたのである。²⁹⁾

図2 SACO 関係経費の推移



(出所) 防衛省 HP. より作成。

2) 新たな思いやり予算

図2は、SACO 関係経費の推移をみたものである。まず最も多くをしめるのが、SACO 報告に盛り込まれた基地返還の条件としての新たな基地建設経費を主とした「土地返還のための事業」である。要するに、米軍のために新しい施設を建設するための経費であり、先の表1の「提供施設の整備」と同様の事業といってよい。表1では、提供施設の整備が2000年度以降において大きく減少していることを示したが、それを補うかのように2003年度から、増減を繰り返しつつも、この事業費が多く計上されていることがわかる。「訓練改善のための事業」は、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の日本への移転に伴う輸送費とそれに関連する施設整備費である。したがってこれは、表1の「訓練移転費」と「提供施設の整備」と同じ内容の経費といえる。そして「SACO 事業の円滑化を図るための事業」は、先に述べた環境整備法8条、9条の特別分などである。2007年度に大きく減少しているのは、米軍再編交付金の創設によると思われる。要するに、SACO 関係経費は、従業員の人件費を除く思いやり予算の諸経費、及び環境整備法の特別分を盛り込んだものなのである。これはまさに、前田哲男の指摘するごとく思いやり予算の「発展³⁰⁾型」というべき内容である。

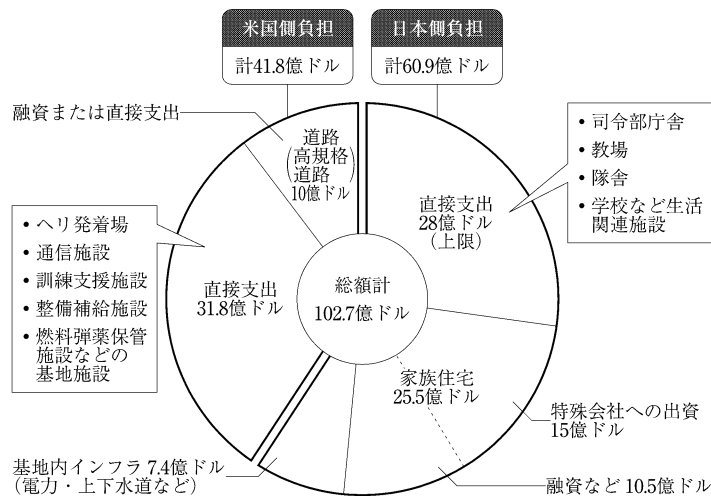
表3に示した2007年度に始まる米軍再編関連経費も同様の内容を有している。先に述べた再編交付金は、「再編関連措置の円滑化を図るための事業」の大半をしめている。残りのうち、嘉手納飛行場所在米軍機の日本への訓練移転に関する事業である「訓練移転のための事業」を除くと、ほとんどが新たな施設建設のための事業である。このうち、特異なのが「在沖海兵隊のグアムへの移転事業³¹⁾」である。なぜ特異かという、日本の主権が及ばないアメリカ合衆国の領土に建設される基地の建設費だからである。図3は、2006年に日米両政府が合意し、2009年には協定が結

表3 米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（単位：百万円）

	07	08	09	10
在沖海兵隊のグアムへの移転事業	301	400	34,608	47,229
沖縄における再編のための事業	1,192	5,049	9,590	5,284
米軍司令部の改編に関連した事業	105	264	386	1,162
空母艦載機の移駐等のための事業	142	5,843	5,584	27,077
訓練移転のための事業	373	1,123	856	847
再編関連措置の円滑化を図るための事業	5,127	6,428	9,188	9,285
地元負担軽減関連施設整備等	0	0	8,707	7,767
抑止力の維持等に資する措置	0	0	14,946	33,302
計	7,240	19,107	83,865	131,953

（出所）防衛省 HP，より作成。

図3 在沖海兵隊のグアム移転経費



（出所）『朝日新聞』2009年3月24日付。

ばれたグアム移転協定³²⁾における移転経費の内訳をみたものである。グアムへの移転に関する経費の総額約102億7千万ドルのうち日本の分担額が約60億9千万ドルとされている。「在沖海兵隊のグアムへの移転事業」に計上されるのは、そのうち「真水」といわれる上限28億ドルの範囲内で整備する司令部庁舎、教場、隊舎及び学校等の生活関連施設に充当する経費を意味する。これまで「提供施設の整備」で建設された住宅、及び電力・上下水道などインフラ整備については、出資・融資で30億ドル以上が措置されることとなっている。

しかし、この金額が本当に上限であるかどうかについては、疑問視されている。第1に、協定第3条において「合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドルの直接的に提供する資金を含む60億9000万合衆国ドルを提供」（傍点は筆者）と明記されていることである。この「2008会計年度」が意味することをめぐり、国会審議で北村誠吾防衛副大臣は「将来の米国の物価水準が上昇すれ

ば名目価格での日本側の負担は増加」し得ることを認めている³³⁾。つまり、協定に明記された金額は決して上限ではないということである。

第2に、計画自体の見直しにより、さらに負担が増える可能性が大であることである。例えば、2010年6月にゲーツ国防長官は、社会資本整備の経費が当初予想を上回ったとして、日本側に負担増を求める書簡を送っている³⁴⁾。また、融資等でまかなわれる住宅やインフラ整備について、不良債権化する恐れがある。実際、2010年8月、国際協力銀行経由のインフラ整備費の融資分の58%をしめる下水道事業について、グアム側が返済義務を負うことを拒んだために、アメリカ政府は「返済計画が作れない」と日本側に伝達していることが明らかになったのである³⁵⁾。

ちなみに、この協定について日本では国会承認の手続きをとったが、アメリカ側はそういう手続きをしていない。つまり日本側は条約に準じる強制力あるものと認識しているのに対し、アメリカでは単なる行政協定にすぎないのである。したがってアメリカがこの協定で明記した金額を負担・拋出する裏付けがないことも強調しておきたい³⁶⁾。

おわりに

カルダーによって「補償型政治」と特徴づけられた日本における米軍基地維持のための財政支出は、地位協定第24条にもとづく、基地を提供させられている地元への「補償」、地位協定の原則を逸脱した米軍への「補償」という2側面を有するものであった。いずれも過剰な財政支出であるが、とくに後者は、沖縄返還協定にともなう不明朗な財政負担に端を発したものであり、内容について日本側にチェックする権限がないという対米「属国」ぶりを象徴するものといえる。さらに87年からは、日本政府の解釈でも根拠づけできず、特別協定を結ばざるを得ない経費まで負担することとなった。その特別協定は、「暫定的」「特例的」「限定的」と言いながら、改訂を繰り返し今日に至っているのである。

それでも総予算額は、「提供施設の整備」の減少などによって防衛予算総額を上回る減少傾向を示していた。ところが、1995年の少女暴行事件以来、SACO報告や米軍再編政策を実施するために、防衛関係費とは別枠で新たな予算措置が講じられており、これらを含めると、基地維持のための財政支出の膨張は、明確な歯止めがきかない状況にあると言わざるを得ないのである。

そしてこれら財政支出の集大成というべき米軍再編にともなう新たな財政支出は、質の面においても重大な変化を見せている。

まず地元対策のために新たに設けられた再編交付金は、北部振興事業等で多額の国費を投じたにもかかわらず新基地建設がすまなかったことへの「教訓」を踏まえ、①事業の進捗状況に応じて支払う、②「再編の円滑かつ確実な実施に資するために必要」と認めないと支給の対象としない、などの要件が加わった。とくに②によって、当該自治体の首長の政治的姿勢に応じて支給に差別をすることが可能となっており、そして実際に岩国市と名護市で、約束した補助金の支給が実行されないという、およそ民主主義社会では考えられない事態をもたらしているのである。

また、米海兵隊のグアムへの移転に関する経費の負担は、従来の「提供施設の整備」の延長線上にあるのみならず、日本の主権が及ばない場所での基地建設費の負担という新たな問題を内包

するものであった。しかも、上限とされた負担額も2008会計年度をベースとしたものであり、かつ計画の杜撰さや、アメリカ合衆国の財政難等を考慮すると、その上限額で収まる保証はないのである。

さて、地元「補償」の一環として、最も多額の資金が投入された沖縄県名護市においては、過大な資金投入にかかわらず地域経済の好転に結びつかなかったことなどを背景として、2010年1月の市長選挙においては、いかなる基地建設にも反対することを公約した候補者が当選した。新市長は、再編交付金事業については、今後新規予算は計上しないことにしている。同年11月の沖縄県知事選挙においては、有力な候補者はいずれも県内に新たな基地を建設することに反対することを公約するなど、もはや沖縄では基地を受け入れて多額の財政資金を獲得する「補償型政治」は有効性を失いつつある。

こうしてみると、日本の基地維持財政支出は、米軍への「補償」に片寄ったものになりつつあるといえるのではないだろうか。

本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「基地維持財政政策の変貌が地域経済に及ぼす影響に関する調査研究」による成果の一部である。

注

- 1) Kent E. Calder, *Embattled garrisons: Comparative Base Politics and American Globalism*, Princeton University Press, 2007, pp. 132-133 (武井楊一訳『米軍再編の政治経済学』日本経済新聞社, 2008年, 203頁)。
- 2) *Ibid.*, pp. 193-194 (邦訳, 288-289頁)。また、他の米軍基地所在国における費用負担の動向については、鈴木滋「米軍海外基地・施設の整備と費用負担—米国及び同盟国・受入国による負担分担の枠組みと実態」『レファレンス』第57巻第1号, 2007年1月, も参考になる。
- 3) 前田哲男『在日米軍基地の収支決算』筑摩書房, 2000年, 169-171頁。
- 4) 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)』2010年3月, より。
- 5) 衆議院内閣委員会(1966年4月28日)での小幡久男防衛施設庁長官の発言。
- 6) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、拙稿「基地維持財政政策の変貌と帰結」宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論——平和・環境・自治の島へ——』岩波書店, 2010年, を参照。
- 7) 以下はその一部である。
 - 一 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
 - 二 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊、もしくは第15条に定める書記官に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。
- 8) 沖縄県知事公室基地対策課, 前掲書。
- 9) 軍用地料をめぐる諸問題については、来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社, 1998年, 参照。
- 10) 国等が所有する固定資産であっても、国等以外の者が使用している固定資産、空港の固定資産などを対象に「国有資産等所在市町村交付金」が市町村に交付される。この交付金は、基準財政収入額算定の対象となる。
- 11) 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍基地』2008年3月, より。
- 12) 『沖縄タイムス』2010年10月1日付。

- 13) 西山太吉『機密を開示せよ——裁かれる沖縄密約』岩波書店、2010年、96頁。
- 14) 西山太吉、前掲書、35頁。密約の全体像については、同『沖縄密約——「情報犯罪」と日米同盟』岩波書店、2007年、も参考になる。2010年12月22日の日本外務省の文書公開でも、この密約が裏付けられた。
- 15) 池上惇「財政支出」『沖縄協定——その批判的検討』（『法律時報』増刊）日本評論社、1971年。
- 16) 以上は、衆議院外務委員会（1987年5月18日）における藤井宏昭外務省北米局長の発言。
- 17) 前掲、『機密を開示せよ——裁かれる沖縄密約』、34頁。
- 18) 衆議院外務委員会（1987年5月18日）における柳井俊二外務大臣官房審議官の発言。
- 19) 衆議院外務委員会（2000年11月8日）における大森敬治防衛施設庁長官の発言。
- 20) 衆議院外務委員会（2008年4月2日）における高村正彦外務大臣の発言。
- 21) Gavan McCormack, *Client State: Japan in the American Embrace*, Verso, 2007（新田準訳『属国——米国の抱擁とアジアでの孤立』凱風社、2008年）。
- 22) 米国人上司からパワーハラスメントを受けた上に解雇させられたのは不当として、元基地従業員が雇用主である国を相手に復職などを求めた訴訟の控訴審で、解雇無効の判決が確定したとしても、日本政府と在日米軍が雇用に関し取り決めた諸機関労務協約を根拠に米側が復職を拒否する可能性があることが明らかになっている。これは、不当解雇が認められた場合、解雇から判決までの未払い賃金は日本政府が負担する上に、日本の司法権も及ばないということを意味する（「米軍復職拒否の可能性」『琉球新報』2010年11月18日付）。しかし、2010年12月7日の控訴審判決は、一審判決を支持して解雇無効を認めた上に、「在日米軍が従業員の復職を拒むことができる事案に該当しないことは明らか」と踏み込んだ判断を下した（『琉球新報』2010年12月8日付）。
- 23) 島田懇談会事業の総括文書として、内閣府『沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る実績調査報告書』2008年11月、がある。また、島田懇談会事業費全体の約4分の1にあたる208億円を投じた嘉手納町のタウンセンター事業を主たる事例として、この事業の問題点を検証したものに、渡辺豪『国策のまちおこし——嘉手納からの報告』凱風社、2009年、がある。
- 24) 移設先とは名護市、周辺地域は東村と宜野座村を意味する。
- 25) 2006年5月30日「在日米軍の兵力校正見直し等に関する政府の取組について」の閣議決定において、北部振興事業の根拠となっていた99年12月の閣議決定は廃止された。それでも09年度までこの事業は継続した。10年度からは「北部活性化振興事業」と名称を変更し、11年度まで継続することとなっている。
- 26) 詳細な経緯は、井原勝介『岩国に吹いた風——米軍再編・市民とともにたたかう』高文研、2009年、を参照。
- 27) 「名護市 一般財源で再編事業」『琉球新報』2010年11月26日付。
- 28) 再編交付金の問題点については、拙稿「米軍再編交付金にみる基地をめぐる政府間財政関係」『都市問題』第101巻第11号、2010年11月、を参照。2010年12月24日、沖縄防衛局は、2009年度繰り越し分と10年度分の約16億円を交付しないと名護市に伝えた。これについて北沢俊美防衛相は「法の趣旨に基づいて予算執行せざるを得ないので、（市長が反対している以上）許されないと述べたという（『琉球新報』2010年12月25日付）。
- 29) 以上は、名護市企画総務部企画財政課「基地関係等収入決算額の状況」による。
- 30) 前田哲男、前掲書、136頁。
- 31) 負担軽減をうたい文句にF15戦闘機の訓練を嘉手納基地から日本に移したのであるが、それを上回る外来期の飛来により、騒音がかえって激化している。嘉手納町基地渉外課によると、嘉手納地区の深夜—早朝間（午後10時—午前6時）の2008年度騒音発生回数は、前年度に比べて約2倍の4231回と、99年度の測定開始以来、最多を記録した（「嘉手納地区の騒音最多」『琉球新報』2009年4月10日付）。
- 32) 正式名称は、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する

る日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」である。

- 33) 衆議院外務委員会（2009年4月3日）における発言。
 34) 「グアム移転負担増を検討」『琉球新報』2010年7月29日付。
 35) 「米、627億「返済不能」」『琉球新報』2010年8月28日付。
 36) この点については、佐藤学「米軍再編と沖縄」宮本憲一・川瀬光義編、前掲書、に詳しい。また、このようにグアム移転計画の実現性が危ぶまれており、辺野古での新基地計画も定まっていなくてもかかわらず、辺野古での新基地建設を前提としたキャンプシュワブでの兵舎建設は着実にすすみ、2010年8月までに下士官宿舎など5棟が完成しているという（「普天間移設 関連施設建設進む」『琉球新報』2010年8月17日付）。

参考文献

- Kent E. Calder, *Embattled garrisons: Comparative Base Politics and American Globalism*, Princeton University Press, 2007, pp. 132-133（武井楊一訳『米軍再編の政治経済学』日本経済新聞社、2008年）
- Gavan McCormack, *Client State: Japan in the American Embrace*, Verso, 2007（新田準訳『属国——米国の抱擁とアジアでの孤立』凱風社、2008年）
- 池上惇「財政支出」『沖縄協定——その批判的検討』（『法律時報』増刊）日本評論社、1971年
- 井原勝介『岩国に吹いた風——米軍再編・市民とともにたたかう』高文研、2009年
- 川瀬光義『幻想の自治体財政改革』日本経済評論社、2007年
- 川瀬光義「米軍再編交付金にみる基地をめぐる政府間財政関係」『都市問題』第101巻第11号、2010年11月
- 来間泰男『沖縄経済の幻想と現実』日本経済評論社、1998年
- 鈴木滋「米軍海外基地・施設の整備と費用負担——米国及び同盟国・受入国による負担分担の枠組みと実態」『レファレンス』第57巻第1号、2007年1月
- 前田哲男『在日米軍基地の収支決算』筑摩書房、2000年
- 西山太吉『沖縄密約——「情報犯罪」と日米同盟』岩波書店、2007年
- 西山太吉『機密を開示せよ——裁かれる沖縄密約』岩波書店、2010年
- 本間浩『在日米軍地位協定』日本評論社、1996年
- 宮本憲一編『開発と自治の展望 沖縄』筑摩書房、1979年
- 宮本憲一・佐々木雅幸編『沖縄 21世紀への挑戦』岩波書店、2000年
- 宮本憲一・川瀬光義編『沖縄論——平和・環境・自治の島へ——』岩波書店、2010年
- 琉球新報社・地位協定取材班『検証「地位協定」 日米不平等の源流』高文研、2004年
- 琉球新報社編『外務省機密文書 日米地位協定の考え方』高文研、2004年
- 渡辺豪『「アメ」と「ムチ」の構図』沖縄タイムス社、2008年
- 渡辺豪『国策のまちおこし——嘉手納からの報告』凱風社、2009年
- 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』各年
- 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍基地』2008年
- 内閣府『沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る実績調査報告書』2008年